

平成16年4月1日

北工大達第57号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、国立大学法人北見工業大学（以下「本学」という。）の財務及び会計に関する基準を確立して、本学の業務の適正かつ効率的な運営と予算の適正な執行を図るとともに、財務状態及び運営状況を明らかにすることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本学の財務及び会計に関しては、国立大学法人法（平成15年法律第112号）及び国立大学法人に関する省令（平成15年文部科学省令第57号。以下「文部科学省令」という。）その他国立大学法人の財務及び会計に関し適用又は準用される法令等の規定によるほか、この規則の定めるところによる。

### (年度所属区分)

第3条 本学の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

2 本学の会計は、資産、負債及び資本の増減又は異動並びに収益及び費用について、その原因となった事実の発生した日により年度所属を区分するものとする。ただし、その日を決定し難い場合は、その原因たる事実を確認した日により年度所属を区分するものとする。

### (勘定科目)

第4条 本学の会計においては、別に定める勘定科目に従って経理するものとする。

### (会計事務の総括)

第5条 学長は、本学の会計事務を総括するものとする。

### (会計機関)

第6条 本学は、次の各号に掲げる会計機関を設けるものとする。

- 一 契約担当役
- 二 出納命令役
- 三 出納役

2 前項の会計機関の事務を担当する者については、別に定める。

3 学長は、会計機関に事故があるとき又は必要と認めるときは、会計機関の事務を他の役員又は職員に代理させることができる。

4 会計機関は、必要があるときは、役員又は職員に、第1項及び第3項に規定する会計機関の事務の一部を処理させることができる。

5 この規定のうち、第1項各号に掲げる会計機関について規定した条項は、第3項及び第4項に規定する会計機関について準用する。

### (会計機関の職務)

第7条 契約担当役は、契約その他の収入又は支出の原因となる行為を担当する。

2 出納命令役は、収入又は支出の調査決定、債務者に対する納入の請求、出納役に対する現金、預金及び有価証券の出納命令を担当する。

3 出納役は、出納命令役の命令に基づく現金、預金及び有価証券の出納及び保管並びに帳簿その他の証拠書類の保存に関する事務を担当する。

4 学長は、前項に規定する出納役の職務について必要と認めるときは、出納役の補助者を、その責任を明らかにして命ずることができる。

(会計機関の兼務の禁止)

第8条 会計機関のうち、出納命令役と出納役は兼務することができない。

(帳簿)

第9条 本学は、帳簿として総勘定元帳及び補助簿を備え、それぞれ勘定科目ごとに口座を設け、すべての取引を記入しなければならない。

(記入責任)

第10条 出納命令役は、前条に規定する総勘定元帳及び補助簿の記入について責任を負わなければならない。

2 出納役は、毎月末日総勘定元帳の口座の金額について関係帳簿と照合し、記入の正確を確認しなければならない。

(伝票)

第11条 取引は、すべて伝票によって処理しなければならない。

(様式)

第12条 帳簿及び伝票の様式は、別に定める。

(保存期間)

第13条 帳簿等の保存期間は、別に定める。

## 第2章 予算

(予算実施計画等)

第14条 学長は、年度計画に基づき、当該年度における収支計画及び資金計画を作成するとともに、予算実施計画を作成するものとする。

2 学長は、必要があると認められるときは、予算実施計画を変更することができる。

(予算の執行管理)

第15条 契約担当役は、予算の執行状況を常に明らかにしなければならない。

2 その他予算の執行管理について必要な事項は、別に定める。

## 第3章 出納・資金管理

(現金、預金及び有価証券の範囲)

第16条 現金とは、通貨のほか、小切手、郵便為替証書、振替貯金払出証書、銀行払歳出金支払通知書、国庫金支払通知書その他随時に通貨と引き換えることができる証書をいう。

2 預金とは、当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、郵便貯金及び金銭信託をいう。

3 有価証券とは、国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払いについて政府が保証する債券をいう。)その他文部科学大臣の指定する有価証券をいう。

(保管責任)

第17条 出納役は、本学の金銭及び有価証券の保管責任者とする。

(保管方法)

第18条 本学の現金、預金及び有価証券の保管方法は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。

- 一 現金及び預金の通帳は、厳重に鍵のかかる金庫に保管するものとする。
- 二 有価証券は、取引金融機関への信託その他安全かつ確実な方法により保管しなければならない。

(取引金融機関の指定等)

第19条 学長は、取引金融機関(郵便局を含む。以下同じ。)を指定しなければならない。

- 2 取引金融機関に預金口座又は貯金口座を設ける場合は、学長名義により行うものとする。

(収入)

第20条 出納命令役は、収入金を収納しようとするときは、その内容を調査し、請求の決定をするとともに、債務者に対して納入すべき金額、期限及び場所を明らかにし、納入の請求をしなければならない。ただし、業務上直ちに収入金の収納を必要とするときは、収入金の収納後においてその内容を調査し、収入を確定することができる。

- 2 出納命令役は、前項の規定に基づき債務者に対して納入の請求をしたときは、出納役に対して収納の命令を発しなければならない。
- 3 出納役は、前項の規定による収納の命令に基づき収入金を収納するものとする。ただし、業務上直ちに収入金の収納を必要とするときは、収納の命令前に収納することができる。

(収納)

第21条 出納役は、現金及び金融機関における口座振替又は口座振込により収入金を収納することができる。

- 2 出納役は、前項に掲げる現金を収納したときは、領収証書を納入者に交付するものとする。この場合、出納役は、遅滞なくその旨を出納命令役に報告しなければならない。
- 3 出納役は、収入金を収納したときは、特段の事情がある場合を除き、取引金融機関に預け入れなければならない。

(督促)

第22条 出納命令役は、納入期限までに払込みをしない債務者に対し、その払込みを督促し、収入の確保を図らなければならない。

(債権の放棄等)

第23条 本学は、別に定める場合は、文部科学省令に定める重要な財産以外の債権の全部若しくは一部を免除し、又はその効力を変更することができる。

(支出)

第24条 出納命令役は、支出金の支払いをするときは、支出の内容を調査し、支払いを決定するとともに、出納役に対して支払いの命令を発しなければならない。

- 2 出納役は、前項の規定による支払命令に基づき支出金を支払うものとする。

(支払)

第25条 出納役は、前条第1項の規定による支払いの命令に基づき、金融機関における口座振替、口座振込又は小切手の振出により支出金を支払うものとする。ただし、業務上特に必要があるときは、現金をもって支払うことができる。

- 2 出納役は、支出金の支払いを行ったときは、その支払いを証明できる書類を受け取らなければならない。

(資金の前渡)

第26条 本学の業務上、必要がある場合は、別に定めるところにより、役員又は職員に資金を前渡しすることができる。

(余裕金の運用)

第27条 出納命令役は、業務の執行に支障がない範囲で、法令の定めるところにより運用することができる。

#### 第4章 契約

(競争契約)

第28条 契約担当役は、売買、貸借、請負その他の契約(以下「契約」という。)を締結しようとするときは、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約が次の各号の一に該当する場合においては、指名競争に付することができる。

一 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がないとき。

二 一般競争に付することが不利と認められるとき。

三 予定価格が別に定める基準額を超えないとき。

四 前各号に規定するもののほか業務運営上特に必要があるとき。

3 前2項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び第1項の公告の方法その他競争について必要な事項は、別に定める。

(随意契約)

第29条 契約担当役は、契約が次の各号の一に該当する場合においては、前条の規定にかかわらず、随意契約によることができる。

一 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

二 緊急の必要により競争に付することができないとき。

三 競争に付することが不利と認められるとき。

四 予定価格が別に定める基準額を超えないとき。

五 競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札をしても落札者がいないとき若しくは落札者が契約を結ばないとき。

六 前各号に規定するもののほか業務運営上特に必要があるとき。

2 随意契約について必要な事項は、別に定める。

(入札の原則)

第30条 第28条の規定による競争は、入札の方法をもってこれを行わなければならない。

(予定価格)

第31条 契約担当役は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ契約をしようとする事項の予定価格を定めておかなければならない。ただし、随意契約による場合かつ予定価格が別に定める基準額を超えない場合で、予定価格調書その他書面による予定価格の積算を省略しても支障がないと認められるときは、その作成を省略することができるものとする。

(落札の方式)

第32条 契約担当役は、競争に付する場合においては、別に定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし、本学の支出の原因となる契約のうち

別に定めるものについては、相手方となるべき者の申込みの価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公平な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、別に定めるところにより予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

- 2 その性質又は目的から前項の規定により難しい契約については、同項の規定にかかわらず、価格その他の条件が大学にとって最も有利なもの（同項ただし書きの場合にあっては、次に有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

（契約書の作成）

第33条 契約担当役は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金に関する事項その他必要な事項を記載した契約書を作成し、これに契約担当役が記名押印しなければならない。ただし、別に定める場合においては、これを省略することができる。

（保証金）

第34条 契約担当役は、競争に加わろうとする者から、そのものの見積る金額の100分の5以上の入札保証金を、契約を締結しようとする者から契約金額の100分の10以上の契約保証金を、それぞれ納めさせなければならない。ただし、特に必要がないと認められる場合には、それらの全部又は一部を納めさせないことができる。

- 2 前項の保証金の納付は、有価証券その他の担保の提供をもって代えることができる。

（監督及び検査）

第35条 契約担当役は、工事又は製造その他の請負契約を締結したときは、自ら又は補助者に命じて契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

- 2 契約担当役は、前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査をしなければならない。

（監督及び検査の委託）

第36条 契約担当役は、特に必要があるときは、前条の監督及び検査を委託して行わせることができる。

（政府調達の手配）

第37条 政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）を実施するために必要な事項は、別に定める。

## 第5章 決算

（区分）

第38条 決算の区分は、月次決算及び年度末決算とする。

（月次決算）

第39条 出納役は、毎月末日において総勘定元帳を締め切り、月次の財務状況を明らかにするため、合計残高試算表を作成し、学長に提出しなければならない。

2 前項の書類の様式は別に定める。

(年度末決算)

第40条 出納役は、毎事業年度末日において決算整理し、総勘定元帳及び補助簿を締切り、次の各号に掲げる財務諸表及び決算報告書を作成し、出納命令役の証明を受け、これを学長に提出しなければならない。

- 一 貸借対照表
- 二 損益計算書
- 三 利益の処分又は損失の処理に関する書類
- 四 キャッシュ・フロー計算書
- 五 国立大学法人等業務実施コスト計算書
- 六 附属明細書

#### 第6章 内部監査及び責任

(内部監査)

第41条 学長は、予算の執行及び会計処理の適正を期するため、毎事業年度末日若しくは出納役に異動があったとき又はその他必要と認めるときにおいて、内部監査を行うものとする。

2 前項の規定に基づく内部監査は、学長が、特に命じた役員又は職員をして行うものとする。

(会計機関の義務及び責任)

第42条 各会計機関(各会計機関からその処理すべき事務の範囲を明らかにした書面によりその補助者として当該事務を処理することを命ぜられた職員を含む。)は、本学の財務及び会計に関して適用又は準用される法令並びにこの規定に準拠し、かつ、予算で定めるところに従い善良な管理者の注意をもって、それぞれの職務を行わなければならない。

2 各会計機関は、故意又は重大な過失により前項の規定に違反して、本学に損害を与えた場合には、その損害を弁償する責に任じなければならない。

(検定)

第43条 学長は、前条に掲げる事実の発生したときは、その者につき、弁償の責任の有無及び弁償額を検定するものとする。

2 学長は、前項の規定により、弁償責任があると検定したときは、その者に対して弁償を命ずるものとする。

#### 第7章 雑則

(その他)

第44条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

#### 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。